

北極域研究推進プロジェクト（ArCS）調査観測データ取扱要項

北極域研究推進プロジェクト
運営委員会決定
平成28年 1月20日

（目的）

第1 この要項は、北極域研究推進プロジェクト（ArCS）（以下「本プロジェクト」という）データポリシーに基づき、本プロジェクトにおいて行われた調査、観測および研究によって得られたデータの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2 この要項における用語は、次の各号の定めるところとする。

- 一 「データ」とは、本プロジェクトにより取得された、調査観測データ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究等で得られた各種情報およびそれらを記録したもの、生物、土壌、海水等の調査研究等で得られた標本（サンプル）の分析データ等を指す。
- 二 「メタデータ」とは、データを説明する付加的な情報をいう。
- 三 「公開猶予期間」とは、データを取得した者がそれらを公開するために必要な処理（補正、品質管理等）を行うためにその公開を猶予される期間をいう。

（適用範囲）

第3 この要項は、本プロジェクトにおいて取得されたデータのうち、知的財産と指定されないものについて適用される。

（データレベル）

第4 データレベルとは、データ品質のことをいい、別表1に示すように2段階に分類する。

（データの提出）

第5 データを取得した者は、データ取得後別表2の提出期限までに、得られた全てのデータとメタデータを、第三者が利用できる状態（必要に応じて補正や品質管理等の処理を実施した）にして北極域データアーカイブシステム（以下「ADS」という）に提出しなければならない。なお、メタデータ書式はADSが指定するものに従う。

2 ただし、特に別のデータベース等により保管・管理する方が利用促進に繋がると本プロジェクト運営委員会（以下「運営委員会」という）において判断されるデータについては、当該データベースで保管・管理する。その場合、メタデータのみADSに提出することとする。

（データの公開猶予期間）

第6 データを取得した者には、別表3の公開猶予期間が与えられる。その公開猶予期間終了後、本プロジェクトはすみやかにそれらを公開する。

2 データを取得した者は、前項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合やその他の国際的な取決めによる場合には、運営委員会へ報告の上で、それぞれの法令や取決めで定められているデータの提出、公開等の手続をとらなければならない。

(データの保管管理義務)

第7 データを取得した者は、取得したデータを、第5に基づき ADS に提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

(データの保管・公開)

第8 ADS は、提出されたデータおよびメタデータを、適切に保管することとする。また、それらのデータおよびメタデータを、オンラインで第三者が利用可能な状態で公開する。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、本プロジェクトにおいて行われた調査、観測および研究によって得られたデータの取扱いについて詳細を定める必要がある場合は、運営委員会で別に定める。

別表1 データレベル (第4関係)

データレベル	高 (Quality Controlled)	異常値にフラッグ立て、誤差評価
	低 (Pre-Controlled)	基本的な物理量変換

別表2 調査・観測・研究終了後におけるデータの提出期限 (第5関係)

データの種類		提出期限	備考
メタデータ		1ヶ月	1年を超える観測が行われる場合は、観測データ回収時期で区切って提出。
データ	高	1年*	
	低	1ヶ月	

*分析データ等で特に時間を必要とする場合は別途定める。

別表3 調査・観測・研究終了後におけるデータの公開猶予期間 (第6関係)

データの種類		公開猶予期間 (外部公開)
メタデータ		2ヶ月
データ	高	2年*
	低	公開しない

*分析データ等で特に時間を必要とする場合は別途定める。